

令和7年度 松原小学校いじめ防止基本方針

春日井市立松原小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が苦痛を感じているもの」とする。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。その際、いじめには、多様な様態があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定されて解釈されることのないようにしていく。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条に基づいて設置した「いじめ・不登校対策委員会」を活用し、組織的に判断する。さらに、いじめのうち、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは重大事態として扱う。

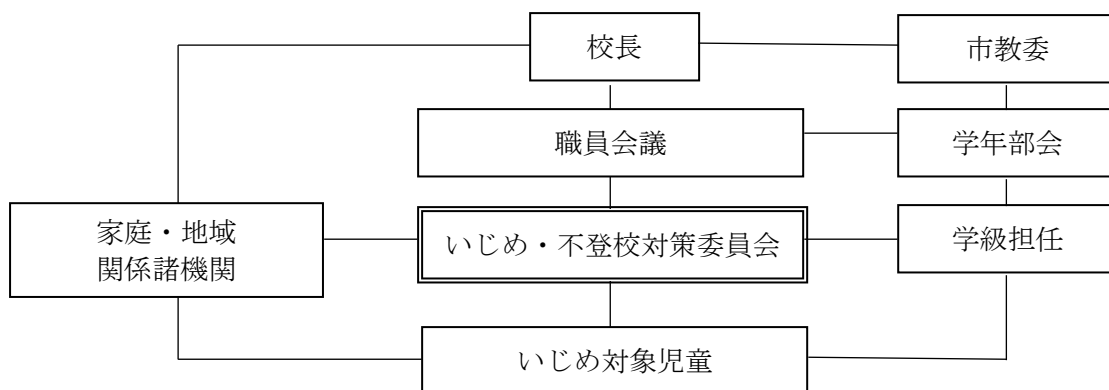
2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。これらの基本的な考え方を基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。そのためにも、児童や教職員、周囲の友人との信頼関係の中で、いじめのない、安心・安全に生活できる学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、該当学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」



(2) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ いじめ問題に対する取組が、学校いじめ防止基本方針に基づき適切に実施されているかの検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」について周知し、教職員のいじめに対する意識向上を図る。
- ・ 教育相談アンケート（含：いじめ）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導、支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

ア 全校体制でSST（ソーシャルスキルトレーニング）及びSGE（構成的グループエンカウンター）に取り組む（にっこりタイム）ことで、自己理解・他者理解を図り、互いに認め合える関係づくりの素地を養うとともに、自己肯定感の向上を図り、児童一人一人が大切にされているという実感をもてるようにする。

イ 異年齢集団活動を通じて、集団の一員としての自覚と自信を身に付け、共に成長していく人間関係を育てる。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係を築く力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に努める。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教育相談アンケート（含：いじめ）や教育相談を定期的に（年2回）実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ 校内研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、多様

化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの認知をした場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。
- イ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ク 「松原小学校 いじめ対応マニュアル」に従って指導を行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報提供する。

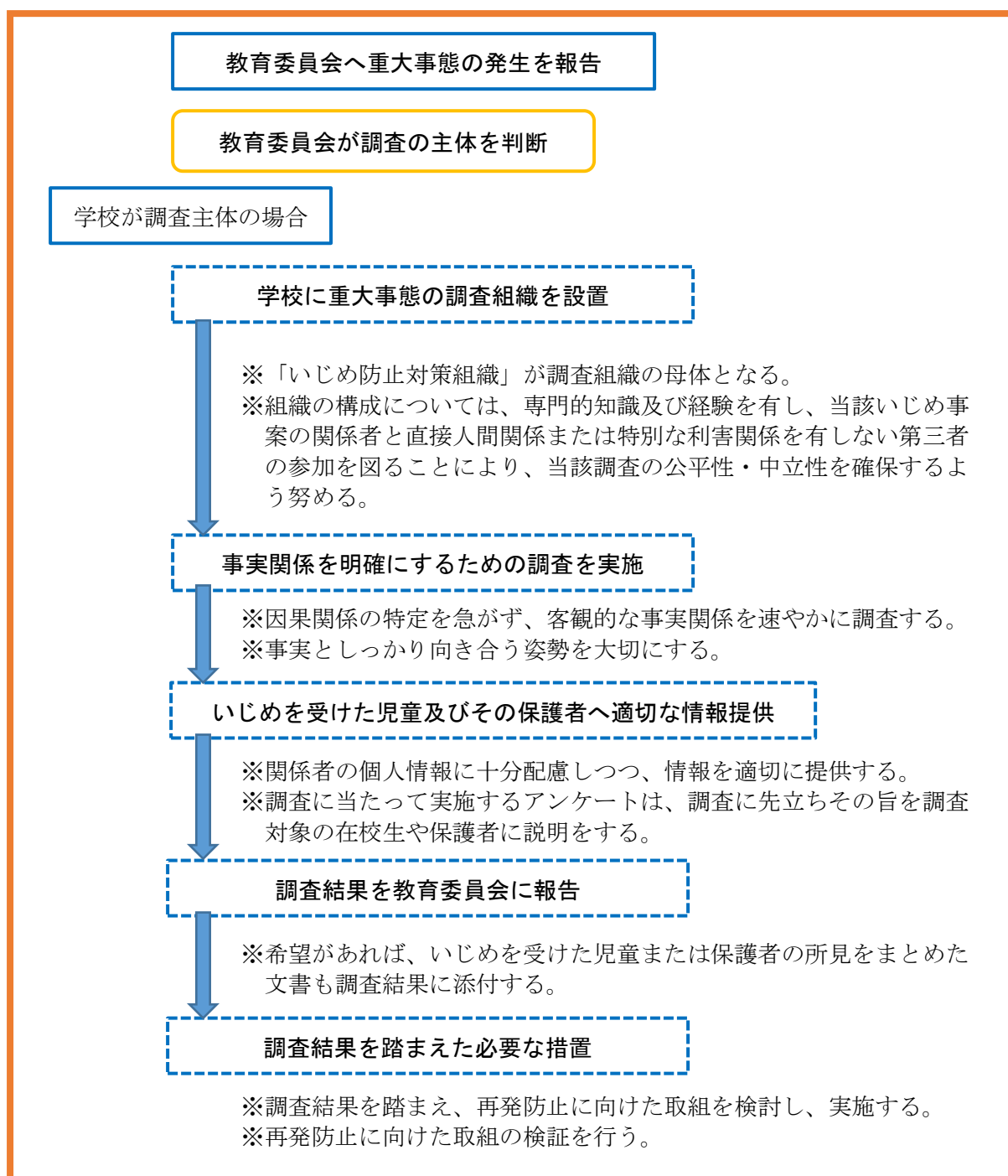
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 松原小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) 外部講師を招聘し、学校の取組に対する助言をもらうとともに、教職員による人間関係づくりやいじめに関する振り返りを行う。また、学校評価及び学校関係者評価を実施する。結果を検証し、次年度以降の取組について、より効果のある計画を立てる。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめに関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「松原小学校いじめ防止基本方針」は、年度当初にPTA総会やHP等で保護者へ説明する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<令和7年度 年間計画>

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月		○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○にっこりタイムの教職員研修	○心の教室相談員やスクールカウンセラーの周知 ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○PTA総会 ○授業参観 ○学級懇談会
5月			○にっこりタイム ○ペア学年顔合わせ	○いじめに関するアンケート	
6月		○「いじめ・不登校対策委員会」の開催	○にっこりタイム	○教育相談	○学校評議員会
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○夏まつり準備		○個人懇談
8月		○中間評価→検証			
9月			○夏まつり ○にっこりタイム	○身体測定	○PTA代議員会
10月			○にっこりタイム ○ペア学年活動	○いじめに関するアンケート	○学校評議員会 ○体育発表会
11月		○「いじめ・不登校対策委員会」の開催	○にっこりタイム ○赤い羽根募金活動	○教育相談 ○学校保健委員会	
12月		○温かい学級づくり教職員研修	○にっこりタイム ○人権集会		○個人懇談
1月			○にっこりタイム ○保健指導（命の大切さ）		○PTA代議員会
2月		○にっこりタイム「教職員及び児童アンケート」の実施→検証 ○「いじめ・不登校対策委員会」の開催	○にっこりタイム振り返り ○6年生を送る会 ○ペア学年活動振り返り	○教育相談	○学校評議員会（学校関係者評価） ○授業参観
3月		○学校評価及び学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○感謝の会 ○登下校見守り情報交換会
通年		○いじめに関する情報の収集 ○対応策の検討（ケース会議）	○集会時における校長講話 ○児童会による集会 ○道徳教育や人権教育、体験活動の充実	○朝の会、帰りの会での健康観察 ○心の教室相談員やスクールカウンセラーによる相談	○登下校の見守り活動